

○佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針一部改正新旧対照表

佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規程の改正部分は、下線の部分である。

新	旧
<p>佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 入所の申込<u>等</u></p> <p>(1) 申込方法</p> <p>入所の申込は、入所申込書（様式第 1 号）及び介護保険被保険者証写しをもって申し込むものとする。</p> <p><u>入所申込者が要介護 1 又は 2 の者である場合、施設は、特例入所の要件等を丁寧に説明した上で、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを入所申込書に記載するよう求めることとする。</u></p> <p>(2) <u>申込みの受理及び</u>受付簿の管理</p> <p>申込書を受理した場合は、入所受付簿（様式第 2 号）にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退による削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。</p> <p><u>なお、申込者側からの特例入所の要件に該当している旨の申立てがあった場合には、入所申込を受け付けない取扱いはできない</u></p>	<p>佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 入所の申込</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>入所の申込は、入所申込書（様式第 1 号）及び介護保険被保険者証写しをもって申し込むものとする。</p> <p><u>また、入所申込者が要介護 1 又は 2 の方である場合、施設は、居宅において日常生活を営むことが困難な理由等、やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）の記載を求めるものとする。</u></p> <p>(2) 受付簿の管理</p> <p>申込書を受理した場合は、入所受付簿（様式第 2 号）にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退による削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。</p>

が、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設において判断できるものとする。

#### 4. 入所判定対象者

入所判定対象者とは、入所申込者のうち、要介護 3 から 5 までの要介護者及び要介護 1 又は 2 の者であって、下記に掲げる事由があることを申し立てたものとする。

(1) 特例入所の際にやむを得ない事由として考慮する事項 (特例入所の要件)

施設は、要介護 1 又は 2 の入所申込者が、特例入所対象者となるか否か判断するに当たり、やむを得ない事由として次の事項を考慮するものとする。

ア～エ (略)

#### 5. 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置し、要介護 1 又は 2 の者が特例入所対象者 (やむを得ない事由があるため特例入所が認められる者をいう。以下同じ。) に該当するか否か及び入所申込者の入所決定等を行うものとする。

(2) ～ (5) (略)

#### 4. 入所判定対象者の選定

入所判定対象者とは、入所申込者のうち、要介護 3 から 5 までの要介護者及び、要介護 1 又は 2 の方であってやむを得ない事由があることによる特例入所が認められる者（以下「特例入所対象者」とする。）とする。

(1) 特例入所の際にやむを得ない事由として考慮する事項

施設は、要介護 1 又は 2 の入所申込者が、特例入所対象者となるか否か判断するに当たり、やむを得ない事由として次の事項を考慮するものとする。

ア～エ (略)

#### 5. 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置し、要介護 1 又は 2 の方が特例入所対象者に該当するか否か及び入所申込者の入所決定等を行うものとする。

(2) ～ (5) (略)

## 6. 入所優先順位決定基準

(1) 施設は、入所申込受付に際し、入所判定対象者について次に掲げる項目ア～オを調査し、その内ア～エの結果を別表の入所優先順位決定基準により点数化し、入所申込者調査票（様式第3号）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。

ア～オ （略）

(2)～(6) （略）

## 7. 特例入所申込みに係る保険者との情報共有等

6. に加え、特例入所の申込みがあった場合には、入所判定が行われるまでに、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者」という。）との間で次の(1)から(4)のとおり情報の共有等を行うものとする。

ただし、老人福祉法に定める措置委託の場合には、以下の手順を省略するものとする。

(1) 特例入所の要件に該当する旨の入所申込を受けた場合、施設は、6(1)の調査後、保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

(2)～(4) （略）

8～9 （略）

## 6. 入所優先順位決定基準

(1) 施設は、入所申込受付に際し入所判定対象者について次に掲げる項目ア～オを調査し、その内ア～エの結果を別表の入所優先順位決定基準により点数化し、入所申込者調査票（様式第3号）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。

ア～オ （略）

(2)～(6) （略）

## 7. 市町村との情報共有

6. に加え、特例入所が認められる場合には、入所判定が行われるまでに、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者」という。）との間で次の(1)から(4)のとおり情報の共有等を行うものとする。

ただし、老人福祉法に定める措置委託の場合には、以下の手順を省略するものとする。

(1) 入所申込者調査票により、特例入所が認められると判断した場合には、施設は保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求めること。

(2)～(4) （略）

8～9 （略）

10. 運用期日

この指針の運用は、平成15年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成16年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成27年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成29年7月1日からとする。

10. 運用期日

この指針の運用は、平成15年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成16年4月1日からとする。

この指針の運用は、平成27年4月1日からとする。